

甲賀市指定給水装置工事事業者指定(変更)の申請書類一覧チェック表

提出書類		変更届	定款又は 寄附行為	登記簿の 謄本	住民票の写し又は外国人登録証明書の写し	誓約書	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	給水装置工事主任技術者免状の写し(選任者)	旧の 指定証	提出者 チェック欄
変更事項										
(1) 甲賀市の給水区域内で給水装置工事を行う事業所の名称及び当該事業所の所在地	法人	○	○	○					○	
	個人	○			○				○	
(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者	法人	○	○	○					○	
	個人	○			○				○	
(3) 法人における、役員		○		○		○				
(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた給水給水装置工事主任技術者免状の交付番号							○	○		

☆水道法施行規則第34条第2項の規定により、上記(1)～(3)に該当する変更のあった日から30日以内に提出しなければなりません。

☆業務を廃止・休止又は再開される場合は指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書および指定証(廃止・休止の場合)の提出をお願いします
 廃止・休止・再開については、水道法施行規則第35条の規定に基づき、廃止または休止の日から30日以内に、再開したときは、当該再開の日から10日以内に提出しなければなりません。